

障 発 0430 第 4 号
老 発 0430 第 2 号
令 和 2 年 4 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚 生 労 働 省 老 健 局 長
(公 印 省 略)

被災高齢者等把握事業の実施について

標記の事業実施については、別紙「被災高齢者等把握事業実施要綱」により行う
こととされ、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。

被災高齢者等把握事業実施要綱

1 目的

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

2 被災高齢者等の把握事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

ア 直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市（以下「被災都道府県等」という。）とする。

ただし、被災都道府県等は本事業を適切に実施できると認める民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、災害救助法の適用を受けた市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は被災都道府県等が本事業を適切に実施できるものとして認める民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）とする。

なお、市区町村が実施主体の場合には、本事業を適切に実施できると認める民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間に、集中的に以下のような事業を実施する。

なお、公共インフラの復旧及び避難所設置期間が長期化するなど、安定した在宅生活を送るまでになお一定の時間を要し、かつ一般施策での対応が困難な状況である場合は、厚生労働省と協議の上、上記実施期間の調整を行うことができる。

ア 避難行動要支援者名簿等に基づく被災した在宅高齢者等への個別訪問による現状把握の実施

- イ 必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施
- ウ 個別訪問に基づく専門的な生活支援等の助言の実施
- エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため、被災高齢者等の把握と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業

(3) 留意事項

ア 個人情報の取扱い

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、関係者への周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこと。

イ 実施状況に関するデータの整理

本事業による政策効果を検証するため、個別訪問による現状把握等による被災者支援の実施状況に関するデータを整理しておくこと。

ウ 本事業に係る補助金の使途

本事業は、状態の悪化が懸念される高齢者をはじめとする在宅被災者に対して支援の届かない被災者をつくらないことを目的として実施する事業であることから、被災者以外を対象とする一般施策とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を当該一般施策に流用することのないようにすること。

エ 次に掲げる事業及び経費は、本事業の対象とはしない。

- (ア) 災害発生以前から実施している事業及び災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）の適用を受けていない市区町村の区域において実施する事業
- (イ) 民間団体の協力を受けずに行政職員が直接実施する事業
- (ウ) 災害救助費の支出対象となる事業
- (エ) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (オ) 都道府県又は市区町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業
- (カ) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

オ その他

実施主体においては、本事業が災害発生時より概ね 3 か月以内の間で集中的に行う事業であることを見据えつつ、既存の一般施策への移行を含めた対応を検討し、本事業の効率的かつ効果的な事業実施に努めること。

3 国庫補助について

(1) 本事業の対象経費

被災高齢者等把握事業の実施に必要な給料、職員手当等、報酬、賃金、
共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備
品購入費、負担金、補助及び交付金

(2) 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算
の範囲内で補助するものとする。

(3) その他

本事業は、「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成4年3月
2日厚生省発老第19号厚生事務次官通知）」の別紙「在宅福祉事業費補助
金交付要綱」3（2）に規定する特別事業として交付の手続きを行うこと。